

核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合

第445回

令和4年6月13日（月）

原子力規制委員会

核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合

第445回 議事録

1. 日時

令和4年6月13日(月) 13:30～14:10

2. 場所

原子力規制委員会 13階 会議室A

3. 出席者

担当委員

田中 知 原子力規制委員会 委員

原子力規制庁

市村 知也 原子力規制部 新基準適合性審査チーム チーム長

長谷川 清光 原子力規制部 新基準適合性審査チーム チーム長補佐

古作 泰雄 原子力規制部 新基準適合性審査チーム員

高梨 光博 原子力規制部 新基準適合性審査チーム員

中川 淳 原子力規制部 新基準適合性審査チーム員

津金 秀樹 原子力規制部 新基準適合性審査チーム員

日本原燃株式会社

議題1

松田 孝司 常務執行役員 技術本部長

鈴木 克彦 再処理事業部副事業部長(再処理計画、品質保証)

三谷 享 再処理事業部 再処理工場 技術部 課長

衣旗 広志 再処理事業部 再処理工場 技術部 技術課 チームリーダー

議題2

須藤 礼 専務執行役員 再処理・MOX設工認総括責任者、燃料製造事業部副事業部長(特命)

松田 孝司 常務執行役員 技術本部長

宮越 裕久 常務執行役員 再処理事業部長

| | | |
|-------|---------|-------------------------------------------|
| 大柿 一史 | 常務執行役員 | 再処理・MOX燃料加工安全設計総括 |
| 森 鐘太郎 | 執行役員 | 安全・品質本部長 |
| 須田 憲司 | 執行役員 | 経営企画本部 副本部長 |
| 村野 兼司 | 再処理事業部 | 副事業部長（設工認総括、新基準設計） |
| 高松 伸一 | 燃料製造事業部 | 副事業部長（新規制基準） |
| 石原 紀之 | 燃料製造事業部 | 燃料製造建設所 許認可業務課長（副部長） 兼 再処理事業部 副部長（設工認） |
| 高橋 康夫 | 再処理事業部 | 副部長（設工認） |
| 瀬川 智史 | 再処理事業部 | 再処理工場 技術部 許認可業務課長 |
| 藤野 卓 | 再処理事業部 | 再処理工場 技術部 許認可業務課 課長 |
| 田中 聡 | 再処理事業部 | 再処理工場 技術部 許認可業務課 課長 |
| 原田 浩行 | 再処理事業部 | 再処理工場 共用施設部 安全ユーティリティ課長 |

4. 議題

- (1) 日本原燃株式会社再処理事業所再処理施設の事業変更許可申請について
- (2) 日本原燃株式会社再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の認可申請について

5. 配付資料

- 資料1 再処理事業所 再処理施設
有毒ガス防護に関連する基準に対する適合性の確認について
- 資料2 再処理事業所 再処理施設
設工認申請に係る対応状況について

6. 議事録

○田中委員 それでは定刻になりましたので、第445回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合を開始いたします。

本日の議題は二つありまして、一つ目は、日本原燃再処理施設の事業変更許可申請について、二つ目は日本原燃再処理施設の設計及び工事の計画の認可申請についてであります。

本日も、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のため、日本原燃はテレビ会議シス

テムにより参加となっております。

本日の審査会合の注意事項について、説明を事務局のほうからお願いいたします。

○古作チーム員 規制庁の古作です。

テレビ会議システムでの参加ということですので、説明の際には資料を画面に映すなど、わかりやすく対応いただきたいと思います。

また、その際には所属氏名を名乗った上で、さらに資料のページ数などを発言の上、ゆっくりと発言いただければと思います。よろしく申し上げます。

○田中委員 よろしくご協力お願いいたします。

それでは早速ですが、議題の1に入りたいと思います。

議題の1は、再処理施設の事業変更許可申請についてでございます。

日本原燃のほうから、資料の1でしょうか、説明をお願いいたします。

○鈴木副事業部長（日本原燃） はい、日本原燃再処理事業部、鈴木でございます。

それでは、資料1に基づきましてご説明をさせていただきます。

1ページ目飛ばしまして、2ページ目をお願いします。

ここでは、基準適合性を確認するための取組について、全体の概要を説明してございます。

下の図でございますけれども、有毒ガスは既許可でもお示しをしているということでございますので、まずは既許可と整理資料、こちらのほうから、既許可の基本設計方針を確認し、そこに規則基準の追加要求事項、それから考慮するガイドというものがございまして、それに基づき、踏まえて新しい方針を検討いたします。

その際、点線で囲っておりますけれども、この①から③に記載する検討を行ってございます。

これは、昨年12月の審査会合で、弊社の方から説明をさせていただいたフローに基づくものでございまして、基本設計の方針に立ち返ってといった検討をし、その内容を織り込んだ形で設計方針を立ててございます。既許可との差分が変更許可申請書に載るというこういう構図でございます。

3ページ目、お願いいたします。

こちらは、再処理施設の特性について書かせていただいております。もともと放射性物質から公衆を守るといったことが、基本設計方針であるわけでございますけれども、その場合に再処理施設の特性を踏まえて設計を行うということでございまして、一言で言いま

すと、再処理施設は原子力施設であると同時に、化学工場でございますので、化学物質を多く扱うということ、それから、例えば重大事故なんかありますけれども、可搬型の設備を主とした対策もしてございますので、設備だけではなくて、それを対応する人もいるということでございます。

そうしますと、放射性物質だけではなくて、化学物質ですとか、有毒ガス、こういったものから守らなくてはいけません。もちろん人を守らなくてはいけないということになります。

こういったことは、既許可での断面でも考えられてきたことということでございまして、有毒ガスを、環境条件、ハザードの一つとして考慮してきたということでございますので、この許可内容に基づいた検討が必要ということでございます。

ここには記載ございませんけれども、最後、資料に落とし込む際には、条文単位といったことを念頭に置かなければいけませんけれども、今回追加の要求事項は、制御室だったり緊対だったりするわけでございますが、例えば外部衝撃ですとか、あとは化学薬品の漏えいですとか、有毒ガスに関係する条文も他にもあるということで、そういった条文に散りばめられているといっても、考慮に置いた、そういった検討は必要ということになります。

4ページ目をお願いします。4ページ目以降が、具体的な検討の内容でございます。まずこの表の説明させていただきますが、一番左、検討項目。これは先ほど2ページのところで、点線で示しました検討のフローがそのまま書いているところでございます。右側にいきまして、既許可の設計方針、それから追加の要求事項があるのかなのか、それが既許可の中で含まれてるのか、含まれていないのか、今回検討を行った内容、それからあとは、その適合性の確認と変更内容といったことになります。真ん中辺の赤い字、追加要求事項の基本設計方針、赤字がありますけれども、この赤字のところは、昨年12月以前から変更があったところ、基本に立ち返ってといったところで何があったかということで、追加になったところは、追加変更のところは赤字になってございます。

ここは、①は設計対象ということでございまして、設備に対する確認を加えたということと、それから人に対しては、現場作業員、それから屋内といったところも考慮しているといったことが赤字になってますが、もともと既許可では、追加要求事項、今回は人系に対して、制御室、それから緊対の要因などの人をということになりますので、これは、要求事項ありましたけれども、既許可で考慮している、設備の追加要求事項がないというこ

とで変更は不要ということになってございます。申し忘れましたが、赤字のところ
A、B、Cと吹き出しっぽく書いてございますけども、これがなぜ赤字でどんな検討したの
かといったところをA、B、Cで期待をしているということでございます。前後して申し訳
ございません。

5ページ目、いきます。5ページ目は、発生源の網羅的な抽出ということでございます。
こちらの追加要求のほうは、発生源を抽出することということでございますけれども、基
本設計方針のところでは考慮がされているという、内容的には考慮がされているとい
うこと
でございます。追加要求事項を踏まえた赤字のところですが、もともと有毒化学物質に限
定していた記載を広げたということでございます。

あと、下のほうでございますけれども、有毒ガスの発生源、網羅的に抽出といったこと
を今回方針に今加えてございますので、この網羅的というのは、実質網羅的ではありま
すが、既許可ではそういった記載がないということで、この記載が明確化が必要とい
うこと
で、右側変更内容には、その旨が書いてございます。

なおこれに、今付随しますけれども、特に外部事象と内部事象、この住み分けで、記載
を見てみますと、9条の外部事象のほうには、もともと9条で、12条との関係ですね。
こちらが記載されているのに対して、12条は順次見るべきものが、9条で展開とい
ったと
ころがありますけれども、これが展開されてるところを明確化したほうが良いとい
うこと
でございまして、それを記載の明確化ということで書かせていただいています。

6ページ目、お願いします。6ページ目は、発生の要因です。どんな異常が起こって発生
するかといったところを、整理をしたところでございます。こちらでも検討の結果、特
に既許可から変更することはないということで、変更不要という、こういう整理にして
ござ
います。

7ページ目、お願いいたします。こちらから、7ページ目の789で有毒ガス評価に基づく
防護対策の策定で、7ページ目が対象発生源と呼んでございますけれども、有毒ガスが、
影響を及ぼす有毒ガスなのかどうかといったところの明確化、それからその8ページ、9
ペー
ジ目が対策です。設計基準と重大事故に分けてございます。明確化にするところ
でござ
いますけれども、既許可からここは、追加要求事項として、やっぱり有毒ガス影響評価
を実施して、発生源を特定することといったことが追加されたと、こういう認識で
ござ
います。ですので、ここにつきましては、まず評価条件を設定し、その評価条件から
評価を行
って、評価結果をしっかりと定めるといったこういったことを行ってございまして、基本

設計方針としましては、特に下のほうでございますけれども、有毒ガス影響評価によって、判断基準値を上回る有毒ガスを特定するといったことをしてございます。結果としましては、特に既許可以上のものを考慮するというものはございませんでしたが、規則基準の追加要求事項に対する適合性を示すということが必要と考えますので、その設計方針を追加するといったことを加えてございます。

8ページ目をお願いします。8ページ目は対策系でございます、対策系はもともと通信、それから換気設備防護類の配備といったことが考えられてございましたが、追加としましては、影響を及ぼす恐れのある有毒ガスがある場合には、その到達、それから到達を検知するか警報する、そういった装置を設けなさいということで、これは制御室と緊対に対して要求がされてございます。

それに対しましては、検討したところでございますけれども、前後して恐縮ですが、もともと先ほどの7ページのところで、敷地内の固定施設につきましては、対象発生源がないということでございましたので、既存の設備、それから既存の対策でいけるということを確認したのが、この追加要求を踏まえた基本設計方針ということでございます。ただ防護類は、換気設備の隔離と防護類ということがあるんですが、必要に応じてというようなものになってございましたので、それはしっかりと他の施設とセットで行うということで対策を行うということにしてございます。

なので、変更内容としましては、もともと追加要求事項がございますので、これに対する設計方針を追加すること。それから、既存の通信連絡、それから防護類、こういったもので、有毒ガスの防護に用いるといったことを追求するというので、これが制御室、緊対の変更ということになります。

一方、もう一つでございますけれども、これ右側の真ん中辺でございますが、緊急時対策所につきましては、換気設備、SA：重大事故としては位置づけてございましたけれども、しっかりと今回は、設計基準の設備として、既存の換気設備を位置づけるということで変更を行うということにしてございます。一番下、現場作業員、こちらにつきましては、もともと追加要求事項の対象ではなかったということで、検討に加えてなかったものを検討に加えたということですが、内容的には変更不要ということでございます。

9ページ目をお願いいたします。9ページ目は重大事故に係るものでございまして、ここは、もともと技術基準において左から3番目ですけども、手順と体制の整備ですが、予期せぬ有毒ガスの発生に対応をするのですとか、こういった要求が加えられてございます。

結論から申しますと、ここの既許可の設計で、その中で対応がなされているということが確認できましたので、あとは、この追加の要求事項に対するその適用方針ですね、そういった方針を追加する、もしくは、ここの対策の手順、これが有毒ガスで読めるような読めないようなそういった記載にもなってございますので、それをしっかり読めるようにするといった変更を行うということにしております。

最後10ページでございます。お願いします。これが、最後成立性の確認でございます、もともと成立性は確認していたということでございますけれども、しっかりと有毒ガスの影響評価、濃度を評価するんですが、それによって防護可能であるといったところが、これが追加という、こういう認識でございますので、それを追加したということでございます。ここは、7ページで説明した内容と同じように、規模の変更内容、有毒ガス影響評価を実施する設計方針を追加するということで、変更いたしたいということでございます。

以上が内容でございますが、ハード設計につきましては、特段既許可から変更はないという旨を確認しております。あとは、追加の要求に対する適合性の記載ですとか、それに付随する記載の明確化ですとか、そういったものが必要というこういう整理をさせていただいております。

11ページ、12ページ、13ページは参考でございますが、11ページは条文との関係、それから12ページ、13ページは、12月以降をどのような検討をして、どんな考え方でどんな検討結果になったといったところをまとめているところでございます。説明以上でございます。

○田中委員 はい、ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対しまして、質問確認等ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

○高梨チーム員 規制庁、高梨です。

本日のこの資料、説明では、前回会合での指摘なども考慮いたしまして、再処理施設の特徴といったものを踏まえて、既許可の対応をもとに、再整理が進められていること、また先日6月2日に提出のありました、補足説明の整理資料につきましても、新基準適合での整理を踏まえて、対応してきたといったことが見受けられるように思います。

ただ、本日の説明は、概略の結果の説明ということもありますので、ちょっと明確にしたいところがございますので、そこを確認させていただきませんが、まず、3ページのところですけれども、ここで事業者として、再処理施設の特徴といったものを整理してきてい

ると思いますけれども、こういった特徴といったものを、4ページ目以降の検討において、その既許可の方針といったことをベースにしていますけれども、そことどう関連しているものというふうに再認識されて作業や検討を進められたのかというところを少しクリアにしたいと思いますので、大枠で構いませんので、その特徴との関連でご説明をしてください。

○鈴木副事業部長（日本原燃） 日本原燃、鈴木でございます。

例えば4ページでございますけれども、A、Bのところにそれを記載させていただきましたが、もともと要求事項としては、人に対するということの認識が強かったものですから、そこでやりました特徴からすると、設備及びその要因によって安全確保しなくちゃいけないという点の一つ、それから特にBとかCなんかそうなんですけど、事故時の放射性物質の発生と同時に、化学物質の漏えいや有毒ガスが発生し得るので、その制御室とか緊対とかということだけではなくて、まさにその現場をどう対処するかといったところも考慮しなくてはならないということがございますので、そういった観点から対象者を例えば見直すすとか、もしくは、例えば6ページでございますけれども、要因を、これは考慮するというところでございますが、これも同じです。放射性物質と同時に有毒ガスが発生し得る、それから再処理施設として、それから派生しますけれども、異常事象とか重大事故、起回事象、ここから、これが有毒ガスの発生要因となり得るといったところ、こういったところは非常に考慮したいということかと思えます。ちょっと長くなってすみません、あと条件でございますけれども、7ページでございます。そういうことを条件に入れながら、有毒ガスがどう出るかといったことも、これは再処理施設の事故の特性を考えて評価をすることでございますので、そういうところも考慮するといったことでございます。

ちょっと例示的で恐縮でございますが、そういったところを考慮してきたということでございます。

○古作チーム員 規制庁、古作です。

最初の説明、あるいは今のところで、もう何となく説明いただいたかなという気はするんですけど、ちょっとぼやけていたので再確認させていただきます。

もともとこの要求事項としては、制御室、緊対というところでの検知器の設置であったりという限定的な仕様要求のようなものになっていて、さらにガイドとしては実用炉をベースに作られているというところの中、当初は原燃の申請としては、その発電所の要求に対して直接対応したような形になっていたというところを、1年前からの会合において、再処理の特徴というのをよく考えてくれということで、既許可でも考えていたことをしっ

かり認識とした上で対応してくれということ話をし、今回それによろしく立ち戻っていただいて、考えてこられたということと理解をしています。

それが、複数建屋があって、複数箇所で作業が発生するという、重大事故についても、可搬対応が多いということで、制御室、緊対だけではなくて、現場ということでの作業性というのでも十分配慮する必要があるということで対応されたということで理解をしています。

また、ガイドでもありますので、その起因となる有毒ガスの発生した、考えなきやいけない有毒ガスというのでも、既許可でも検討はしていたんだけど、改めてしっかりと網羅性を持って精緻化して対応してきたということで、それに対しても従来対応していた対策が十分対応できるものになっていたという確認をしつつ、その精緻化をしたり、網羅的にしたりというところの対応関係を明確にするために、今回申請として対応するんだという理解でよろしいですか。

○鈴木副事業部長（日本原燃） 日本原燃の鈴木でございます。ただいまのおっしゃった内容で、そのとおりでございます。

○古作チーム員 規制庁、古作です。

わかりました。それで、今日大枠の説明ということですが、6月2日に整理資料としては一式出していただいてまして、大部なものですから、まだ見切れてはいないんですけども、おおむね今日説明いただいたような方向で資料整理されているというふうには思っております。ただ見切れていませんので、これからしっかりと見て、細かなところが今日ご説明いただいた方針と合っているのかどうかというのを確認させていただき、場合によってはヒアリングで詳細を確認をさせていただくということで進めたいと思っております。以上です。

○鈴木副事業部長（日本原燃） 日本原燃、鈴木でございます。承知いたしました。よろしく願いいたします。

○田中委員 あとございますか。いいですか。

有毒ガスの防護対策につきましては、前回会合での指摘を踏まえ、もともと既許可の設計方針に立ち返り、再処理施設の特徴を考慮して必要な対策等の整理を行ったとの説明がなされました。規制庁におかれては、引き続き必要な確認を進めて、何かあれば議論したいと思っております。よろしく申し上げます。

それでは議題の1はこれで終了いたします。

議題2ですが、ちょっと出席者入れ替わりがございますので、よろしく申し上げます。

○古作チーム員 規制庁古作です。原燃のほう、準備よろしいでしょうか。

○大柿常務執行役員（日本原燃） 日本原燃、準備できております。よろしくお願ひいたします。

○古作チーム員 お願いします。

○田中委員 それでは、議題の2、再処理施設の設工認申請についてに入ります。資料の2でしょうか、日本原燃のほうから説明をお願いいたします。

○大柿常務執行役員（日本原燃） 日本原燃の大垣でございます。

私から、設工認申請に係る対応状況についてご説明をいたします。2ページをご覧ください。

再処理施設の設工認につきましては、2020年12月の申請以降、当社内での資料の確認や技術検討の不足等により、小さな手戻りが幾度となく発生していることに関しまして、再三改善するようご指摘を受けておりました。

このような中で、7月末には共通事項に係る説明資料について、一旦は取りまとめが全て終了したので、提出する旨ご連絡したものの、実際には取りまとめは終わっておらず、その状況を適切に確認できていなかったことが判明いたしました。その後、共通事項に係る説明資料につきまして、先行して資料提出及びヒアリングが進められているボックス施設に関する対応内容を全て反映させる形で、資料を取りまとめまして、6月6日に申請書記載事項の整理及び申請対象設備の明確化と検証に関する資料として、一式をご提出いたしました。

これらの資料の提出にあたりましては、申請書記載事項の整理が、再処理施設の設計に関わる活動そのものであり、前提として、一つの設備が正しく設計されている必要があることを改めて認識いたしました。

その上で、基本設計方針から、仕様表、計算書や、改正評価書を含めた添付書類及び個別の補足説明資料の展開並びに申請対象設備の明確化、次回以降の設工認申請に向けて、設備の類型化等に資するための重要な作業であることを再確認して作業を進めました。

このような共通事項に関わる説明資料を作成する意味と目的を認識した上で、作成部署、事務局、レビューボード委員等が、それぞれの段階ごとに確認すべき点を整理し、チェック及びレビューを行いました。

特に役員間でも、コミュニケーション不足があることや、一応規制庁からの指摘内容の

把握、それに対する適切な回答がされているか等についての確認が、十分でなかったことを真摯に受け止めまして、資料の品質向上を目的として、役員6名が、資料の確認に責任を持って取り組みました。このようにして、第1回申請対象の全条文に関する申請書記載事項の整理及び申請対象設備全設備の検証を実施し、その結果を6月2日にご提出したものであります。

再処理施設の設工認申請から1年半、予想以上に険しい道のりでしたが、再処理施設に関する申請対象設備の明確化や、それら設備の設計方針等の整理を行い、ようやく設工認申請の全体像をお示しすることができたと考えております。

3ページをご覧ください。

階層ごとのチェックおよびレビューとしましては、作成部署によるチェックの後、事務局による設計を含む施設購入記載事項に係る横断調整。チェックそしてレビューボード委員及び最初に副事業部長へのレビューを行いました。

第3階層では、資料の所有者である、再処理副事業部長からの依頼を受け、幹部、安全・品質本部長、再処理事業部長及び再処理・MOX設工認総括責任者が、それぞれの観点からチェックを行いました。

各階層のチェックのレビューの中では、技術基準への適合及び利用許可との整合に加え、条文間、資料間の記載の整合、先行するMOXに関する資料との記載の整合、及びこれまでのヒアリングや審査会合での指摘事項の反映や水平展開に抜け漏れがないことを確認しました。

4ページをご覧ください。

申請書記載事項の整理に関わる、いわゆる00資料については、階層ごとにそれぞれ確認すべき項目を定め、チェック及びレビューを実施しました。

5ページをご覧ください。

申請対象設備の明確化と検証に関するいわゆる共通09につきましても、同様に確認すべき項目を定め、チェック及びレビューを実施しました。

6ページをご覧ください。

申請対象設備の明確化に関しましては、過去の審査会合において、検査対象全体を把握する目的で、申請対象設備の抽出に用いた設計年に記載される個数を集計し、約10万機器という数をお示ししていたしました。

今回改めて、申請対象設備の明確化と検証を行った結果から集計したところ、申請対象

設備数は約10万機器となり、過去の審査会合においてご報告した設備数からの増減はありませんでした。

ただし、00資料別紙2の機器の設計要求の精度向上に伴いまして、使用前事業者検査項目を見据えて、内数を精査した結果、設工認申請書において、数量または個数を明確にする必要がある機器は、約2.5万機器となりました。

申請対象設備の選定結果は、機種分類等の類型化による仕様表記載項目等の整理、申請対象設備と、申請書で示すべき適合性等の項目の類型化。

設備形状に基づく評価書ごとの類型等に今後活用してまいります。今回ご提出いたしました共通事項に係る説明資料については、今後のヒアリングにおいて、順次ご説明してまいります。ヒアリングまでの管理を適宜ブラッシュアップを実施しております。このため、ご提出した時点から見直した内容に関しましては、ヒアリングの中でご説明させていただきます。

私からのご説明は以上です。

○田中委員 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明に対しまして、規制庁のほうから質問をお願いします。

○中川チーム員 規制庁、中川です。

再処理施設における申請書記載事項の整理結果、これが6月2日に一式提出されたということで、これまでの当方からの指摘、それから問題意識、こういったものを踏まえて、整理されて作業されたのかどうか確認を進めているところであります。

それで、資料が、大部にわたりますので、確認中ではあるんですが、これまで確認した所感として、お伝えしたいと思います。

それで全般としては、共通事項の目的、それから考え方、そういったものを踏まえながら作業をされているということは、見受けられているというふうには思っております。

一方で、検証の視点、それを踏まえた作業において、不明な点が幾つか見受けられるところでして、例として申すならば、まずはそのMOX施設において、先行して作業を進めていたかと思うんですが、その整理結果を、再処理施設の特徴を踏まえて適切に反映しているかどうか、それから、地震に対して維持すべきその機能、こういったものについて、再処理施設の特徴を踏まえながら、網羅的に整理されているか、それから、申請対象設備の抽出においてですが、まずは設備リストと、系統図等の対応関係、こういったものが整理されているかどうか、それから、その設備リストにおける耐震重要度分類、これにつ

いて、許可の申請書及び基本設計方針に従って設定されているのかどうか。こういった不明な点が幾つか見受けられるところではございますが、これらについては、今後、ヒアリングにおいて事実関係の確認を行っていききたいというふうに思っております。

そういうことで、その日本原燃においては、適切な管理のもと、さらなる資料の精査を進めていただいて、しっかりと説明対応をしていただきたいというふうに思っております。以上です。

○大柿常務執行役員（日本原燃） 日本原燃の大柿でございます。ただいまご指摘いただきました点ですね、我々自身も、今後ヒアリングの中できちんとご説明できるように、改めましてちょっと資料を精査して、今ご指摘いただいた点についてもきちんにご説明するようにしたいと思います。以上です。

○古作チーム員 規制庁古作です。

今お話しいただいたように、まだ精査中の部分もありますということですし、先ほど中川から言ったような点ですね、資料の中ではまだ十分こちらとしては読み解けない部分もありますので、その点はヒアリングで説明いただいたところで、そういう内容が、資料としてわかるように、また精査を続けていただければというふうに思います。また、MOXのほうもまだ補正はされましたけれども、固まってる状態でもないところもありますので、そういった点も、引き続きMOXの対応状況というのを把握をし、再処理に展開をするということをしていただければと思います。以上です。

○須藤専務執行役員（日本原燃） 日本原燃の須藤でございます。

今ご指摘いただいたように、再処理MOX等の、これからしっかりと精査をして、ご説明をしていききたいというふうに思っております。以上です。

○田中委員 あとございますか。いいですか。

○市村チーム長 規制庁の市村です。

今日のご説明とこれまでの状況を考えると、この共通の設計方針の話であるとか、機器の特定でそれから分類あるいは代表性とかっていうものを、少しずつ目処がついてきているんだというふうに、収束しつつあるんだというふうに受け止めています。今のやりとりがあったように、引き続き資料の確認とかこちらの精査作業も続いていくので、それはそれでしっかりお互いにやっていききたいというふうに思いますけれども。資料、特に今何か言うことはないんですけど、ちょっと3ページのフローっていうので、ちょっとだけ気になったのは、これチェックとレビューのプロセスを書きいただいているので、これはこ

れで目的を達していると思うし、段階を追ってやられているのであれば、それでももちろん結構なんですけれども、今後の、今回のその第1回目の申請もともかく、第2回目以降に、さらにその大量の作業が控えている、恐らくいろんな作業されてるんだと思いますけれども、それを念頭に考えると、このチェックレビュープロセスはもちろん大事なんですけど、この前段の0次というか、問題に取り組むところが最も大事ではないかというふうに、認識していて、すなわちこれまでのご説明でも、その400名からの方が同じところに会して、作業されている。

あるいはその東京の部隊等を他も含めれば、さらに多くの方が恐らくこの作業に従事しておられるんだと思いますけれども、その方々が統一的な方針とか同じ思想を持って作業されていない状態で初めて出来てきたバラバラの資料を、レビュープロセスで適正化していくっていうのはものすごく大変で、恐らくこれまでの、この1年半なり、紆余曲折があったのは、そのバラバラが、なかなか統一されずに時間がかかったという側面があるんじゃないかというふうに、それも一つの要因じゃないかと私は受けとめていて、その作業にとっかかるときに、意思統一、共通、あるいは我々とのコミュニケーションも含めてこういう作業ですよということをしておくことが、このプロセスを最も円滑に進めるための一つのポイントではないかと思うので、この資料は恐らくその後のことを書いているので、この資料自体は結構なんですけど、今後、第2回以降の申請の作業のときには特に、その最初の取っかかりのところを、今日も役員の方がたくさんおいでいただいているので、恐らく大変な制御、あるいは協力作業を皆さんされてると思うので、皆さんの力で、しっかりその問題の取っかかりを間違わないように、ぜひしていただきたいというふうに思います。

これ意見なので別に返答はいりませんので。

○須藤専務執行役員（日本原燃） 日本原燃の須藤でございます。

おっしゃるとおりでございます。再処理のほうは、建屋の数も多いし、それから設備の数も多いということで、JVさん、メーカーさんとも非常に、バックエンドと違って数が多い、それから社内の組織も非常に、そういう意味で、施設を見ている部門が数多いということで、おっしゃられたとおり、作業前にみんなで意思を統一してしっかりとコミュニケーションを図っていくのがとても大切だと思ってございます。ありがとうございます。今後しっかり対応していきたいと思っております。

○田中委員 あとございますか。いいですか。

申請対象設備の明確化等については、これまでの会合での指摘を踏まえて、作業を進め

てきているとの説明をされました。

引き続き整理が必要な部分があるようですので、日本原燃においてはこれまでの指摘事項等を踏まえて、必要な対応をしていただきたいと思います。

その対応状況につきましては、規制庁において引き続き必要な確認を進めていただいで何かあれば議論したいと思います。よろしく申し上げます。

あと何か全体を通してございますか。

○古作チーム員 規制庁、古作です。

先ほども少し触れましたけれども、MOXのほうの設工認に対しましては、6月7日に補正を受理しております。その内容についても今確認中というところではありますけれども、ヒアリングがまだ続いている状況というのもありまして、幾つか確認が今後必要だなというところもありますので、その点ヒアリングでの対応等よろしく願いをします。

また、再処理のほうでの議論で、MOXの反映ということがありますけれども、その結果MOXのほうに変えなきゃいけない部分が出やしないかというようなこともありますし、あるいは、これまでのヒアリングの中でも、ちょっと細かな言葉尻とかというので、実際のMOXの現場の状況というのを的確に表しているのかというところでわかりにくいというようなことも幾つかありましたので、その点の対応方針とか、そこら辺を具体的にヒアリングでお聞かせいただければというふうに思っています。よろしく申し上げます。

○須藤専務執行役員（日本原燃） 日本原電の須藤でございます。MOXにつきましても、ヒアリングでの内容、それから、再処理から跳ね返るものがあれば、それをしっかりと反映して、再補正という形も考えていきたいというふうに思っております。以上です。

○田中委員 よろしいですか。あとなければ、これをもちまして、第445回審査会合を終了いたします。ありがとうございました。